

目黒区東が丘障害福祉施設の指定管理者候補者の選定結果について

公募の特例を適用する目黒区東が丘障害福祉施設について、目黒区東が丘障害福祉施設指定管理者選定評価委員会での選定評価結果に基づき、以下のとおり指定管理者候補者を決定した。

1 指定管理者候補者の概要

(1) 施設の名称

目黒区東が丘障害福祉施設

(2) 指定管理者候補者とする法人

東京都台東区東上野三丁目18番11号

社会福祉法人 東京援護協会

(3) 指定期間

令和4年4月1日から令和14年3月31日まで（10年間）

2 選定評価の方法

「目黒区東が丘障害福祉施設指定管理者選定評価委員会設置要綱」に基づき設置された目黒区東が丘障害福祉施設指定管理者選定評価委員会では、①指定期間中（平成24年度から令和2年度）の運営状況について、各年の運営評価結果の状況及び指摘事項に対する改善状況等に基づき評価を行うとともに、②次期指定期間中（令和4年度から13年度）の事業計画、収支予算計画等及びヒアリング内容についてあらかじめ定めた基準に基づき評価し、指定管理者としての適格性について総括的な評価を行った。

目黒区東が丘障害福祉施設指定管理者選定評価委員会構成（敬称略）

	氏名	備考
委員長	岩崎 香	有識者
副委員長	長崎 隆	健康福祉部長（令和3年9月30日まで）
	竹内 聡子	健康福祉部長（令和3年10月1日から）
委員	中村 浩士	有識者
委員	松島 達雄	税理士 ※財務評価を審査
委員	田邊 俊子	健康福祉計画課長
委員	田中 哉子	障害施策推進課長

3 選定評価基準

(1) 指定期間中（平成24年度～令和2年度）の運営状況の評価

ア 健康福祉部指定管理者運営評価委員会による平成24年度から令和2年度までの各年度の運営評価結果を、下表のとおり1点～5点の5段階に換算する。

平成30年度以前	5段階換算	令和元年度以降
[A] 優れている	5点	[100点～80点] 十分水準を超えている
[B+] 必要な水準を超えている	4点	[79点～70点] 必要な水準を超えている
[B] 必要な水準を満たしている	3点	[69点～60点] 必要な水準を満たしている (必要な水準に達している)
	2点	[59点～50点] 水準に達していない
[C] 改善が必要である	1点	[49点以下] 水準をかなり下回っている

イ アに基づき5段階に換算した、平成24年度から令和2年度までの各評価の点数の平均値を取り、下表のとおり総合評価を行う。

5段階換算した点数の平均値	評価基準
4.5点以上	十分水準を超えている
3.5点以上 4.5点未満	必要な水準を超えている
2.5点以上 3.5点未満	必要な水準を満たしている(必要な水準に達している)
1.5点以上 2.5点未満	水準に達していない
1.5点未満	水準をかなり下回っている

(2) 次期指定期間中（令和4年度～13年度）の事業計画等の評価

財務に関する委員を除く委員5名の評価による総合得点が、満点（875点）の60%である525点以上であることを、指定管理者候補者として選定する要件とする。

4 選定評価結果の概要

(1) 指定期間中（平成24年度～令和2年度）の運営状況の評価結果

必要な水準を超えている（5段階換算：平均4点）

(2) 次期指定期間中（令和4年度～13年度）の事業計画等の評価結果

(評価点 () 内は得点率)

評価項目	主な評価内容	配点		評価点
		各委員	合計	社会福祉法人 東京援護協会
I 法人運営の評価	1 法人の運営に関する事項	25	125	84 (67.2%)
	2 法人の財務状況に関する事項	10	50	29 (58.0%)
	3 指定管理者としての適格性など	10	50	38 (76.0%)
II 施設の評価	1 施設のサービスの実施に関する事項	55	275	189 (68.7%)
	2 施設の経営能力等に関する事項	55	275	202 (73.5%)
	3 施設の効用を高める事項	10	50	35 (70.0%)
	4 指定管理者としての適格性など	10	50	40 (80.0%)
総合得点		175	875	617 (70.5%)

(3) 選定理由

- 指定期間中の運営状況については、「必要な水準を超えている」との評価であった。
- 次期指定期間中の事業計画等の評価については、指定管理者候補者として選定するための要件（総合得点が満点の60%（525点）以上であること）を満たしている。以上のことから総合的に判断し、指定管理者候補者として選定する。

以 上